

日米草の根交流サミット高知大会実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、日米草の根交流サミット高知大会実行委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、日米草の交流サミット高知大会を円滑に実施し、参加者同士が相互理解と友情を深め、日米友好関係の発展に資するために、必要な事業を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 日米草の根交流サミット高知大会の実施に必要な計画の策定及び準備に関すること。
- (2) 日米草の根交流サミット高知大会の広報及び運営に関すること。
- (3) その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 委員長 1名
- (3) 副委員長 複数名
- (4) 監事 複数名

(役員等の選任)

第6条 委員長は、委員の互選で決定する。

2 副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が指名する。

3 特別役員として、名誉会長を置き、高知県知事をもって充てる。

(役員等の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、委員会の会計を監査する。

4 名誉会長は、名誉職として大会の実行に寄与する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は、委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、その限りでない。

(役員の解任)

第9条 委員長は、役員等に特別の事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

2 委員長は、前項の規定により役員等の変更があった場合は、次の委員会において報告する。

第3章 会議

(委員会)

第10条 委員会は委員長及び委員(以下「委員等」という。)をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) 会則の制定及び改廃に関する事項
- (4) その他委員会の運営に関して重要な事項

3 委員会の議長は、委員長または委員長の指名するものがあたる。

4 委員会は、委員等の過半数の者が出席しなければ、議事を開き、審議決定することはできない。ただし、当該議事につき代理人をして表決を委任した者は、出席委員等の数に加えることができる。

5 委員会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長が認めた場合に限り、書面または電磁的方法により委員等の現在数の過半数の同意によって議決することができる。

第4章 委員長の専決処分

(委員長の専決処分)

第11条 委員長は、次の場合において専決処分することができる。

- (1) 委員会で審議すべき事項について、緊急を要するために委員会を招集する時間的余裕がないとき。
- (2) 委員会で審議すべき事項において、軽易な事項と認められるとき。

2 前項の規定により専決処分したときは、委員長は、これを次の委員会で報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 委員会の事務を処理するため、高知県文化生活部国際交流課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長には高知県文化生活部国際交流課長をもって充てる。

3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

第13条 委員会の会計事務は、事務局が処理する。

2 事務局は、予算(案)を作成し、委員会の承認を得なければならない。

3 事務局は、会計監査による承認を受け、当該会計の決算を委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

4 会計は、原則、高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）及び高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）その他の高知県が定めた規則等に準じて行うものとする。

(金融機関)

第14条 事務局長は、委員会の金銭の取扱金融機関を定め、委員会の予算を管理するための口座を開設及び解約することができる。

(経費)

第15条 委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

第7章 その他

(解散)

第16条 委員会は、委員会の議決により解散する。

(清算)

第17条 委員会が解散する場合において残余財産が存するときは、委員会の議決によってその取り扱いを決する。

(その他)

第18条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この規程は、令和8年6月15日から施行する。